

第2次かつらぎ町行政改革大綱

平成27～36年度



平成27年3月

和歌山県かつらぎ町

目 次

第1章 第2次かつらぎ町行政改革大綱策定の背景と必要性

1	これまでの行政改革の取組み	P. 1
2	第1次かつらぎ町行政改革について（総括）	P. 2
3	かつらぎ町を取り巻く背景	P. 3
4	かつらぎ町長期総合計画との関係	P. 3
5	第2次かつらぎ町行政改革大綱策定の必要性	P. 3

第2章 第2次かつらぎ町行政改革大綱の基本的な考え方

1	基本理念	P. 5
2	行政改革の視点	P. 6
	(1) 住民との連携・協働	P. 6
	(2) 行政資源の最適配分	P. 6
	(3) 権限移譲への対応と住民サービス	P. 6
	(4) 職員意識の改革	P. 7
	(5) 安定性と持続可能性の確保	P. 7
	(6) 受益と負担	P. 7
3	基本方針	P. 8
	(1) 行政運営の改革	P. 8
	(2) 行政サービスの改革	P. 8
	(3) 行財政の改革	P. 8
4	推進項目	P. 8
	(1) 行政運営の改革	P. 8
	① 住民参加と協働のまちづくりの推進	P. 8
	② 人材の育成と組織の活性化	P. 9
	③ 少子・高齢化に対応できる行政	P. 9
	(2) 行政サービスの改革	P. 10
	① 住民へのサービスの向上	P. 10
	② 行政の透明性の向上	P. 10
	(3) 行財政の改革	P. 11
	① 効率的な行財政運営	P. 11
	② 持続可能な財政基盤の確立	P. 11
	③ 公共施設の効率的な運営	P. 12
5	推進期間	P. 12
6	推進体制	P. 12
	【参考資料】第1次行政改革実施計画最終実績総括表（別表1）	P. 13

1 これまでの行政改革の取組み

かつらぎ町は、平成16年9月に「かつらぎ町行政改革大綱」（以下「第1次大綱」という。）を策定して、その時々々の行政課題に対応していくために、行政改革を実施してきました。

第1次大綱では、「事務事業の見直し」、「組織機構の見直し」、「人事制度の見直し」、「人材育成の推進」、「行政の情報化の推進」、「公正の確保と透明性の向上」、「投資的経費の見直し」、「公共施設の統廃合」及び「外郭団体との連携」を重点に積極的に改革を推進した結果、民間委託の推進、学校・保育所の統廃合、組織機構の見直し、職員数の削減をはじめとした行政のスリム化が図られてきました。

財政改革では、三位一体改革による緊縮財政の中、平成16年12月に「かつらぎ町財政健全化計画」を策定し、以後、平成18年12月・平成24年3月の2回にわたる改定を行い、行政コストの節減・合理化や財源確保といった財政健全化対策を推進してきたところです。

第1次大綱の改革の推進に当たっては、住民との協働により、一過性のものではなく継続して取り組んでいくべきものという考え方を盛り込みながら、歳入の確保と併せて職員数・人件費の抑制、事務事業の見直し、内部管理経費の削減など、削減・減量といった歳出の改革を徹底し、その取組を着実に実行することで、近年の急激な地方財政の悪化を乗り越え、一定の成果を上げてきました。

こうした取組みの中で、徐々にではありますが、コスト意識に対する職員の意識改革が図られ、住民視点に立った行政サービスへの転換が進みつつあります。

2 第1次かつらぎ町行政改革について（総括）

【第1次かつらぎ町行政改革実施計画の達成度】

【達成度の評価指標】

実施計画として取り組んだ78項目について、計画の進捗状況と効果を勘案して、達成度を評価しました。

《実施状況》

本町では、大綱の推進計画に掲げた78の重点項目に取り組んできましたが、平成17年度からの10年間において、基本方針ごとの達成状況は下記のとおりとなっています。完了の目安に達した「実施済」は23項目（29.5%）、また、計画実施はしているものの継続的に実施していく必要のある「継続推進」は46項目（59.0%）という進捗状況となっており、69項目（88.5%）について着実な推進が図られています。

（単位：項目）

11本の柱	達成度				
	◎	○	△	×	合計
1. 事務事業の見直し	14	15	2	1	32
2. 組織機構の見直し	1	3	0	0	4
3. 人事制度の見直し	0	5	0	0	5
4. 人材育成の推進	0	2	0	0	2
5. 行政の情報化推進	1	3	0	0	4
6. 公正の確保と透明性の向上	0	2	1	0	3
7. 投資的経費の見直し	0	2	2	0	4
8. 公共施設の統廃合	4	6	2	0	12
9. 外郭団体との連携	1	1	0	0	2
10. 財政の健全化	2	3	0	0	5
11. まちづくり	0	4	0	1	5
合計	23	46	9	2	78

◎…計画に基づき実施し、概ね完了

○…計画に基づき実施しているが、事業の内容・性格等から継続的な実施が必要

△…計画に基づき実施しているが、課題等あり計画内容が未達成

×…未着手

各重点項目の今後の取り扱いは、別表1（P13）に掲げるとおりです。

3 かつらぎ町を取り巻く背景

本町の高齢化率（65歳以上の人口比率）は既に34%を超え、超高齢社会となっています。今後も引き続き高齢化率は増加すると予測され、平成32年には39.4%に達する見通しです。直面する超高齢社会に加え、少子化により人口減少が続いています。

こうしたことから、町税収入の減少や医療・介護等の社会保障関係費の増加など、町の財政運営への影響が懸念されます。

また、地方交付税は、合併算定替の特例が平成28年度から平成32年度にかけて段階的に縮減され、平成33年度には完全になくなることから、決して楽観視できる状況ではありません。

今後は、町政を取り巻く社会経済環境が一層厳しさを増すことが予測されており、行政内部の取組だけでは限界があることから、「協働」の理念に基づき、地域を構成する住民や企業等と町政のビジョンや情報を共有し、課題の解決に向けて知恵を出し合い、ともに行政改革を進めていく必要があります。

4 かつらぎ町長期総合計画との関係

「第4次かつらぎ町長期総合計画」（平成25年度～平成34年度）は、総合的・体系的に町の進むべき方向を示しており、町の最上位計画として位置づけられています。

本町は、人口減少に伴う少子高齢化という深刻な課題に直面しており、今後、人口の減少を最小限に食い止める施策として、この第4次かつらぎ町長期総合計画に掲げる「若年層等の人口流出抑制」、「新たな定住人口の拡大」、「交流人口の拡大による活性化」に向けた取り組みを進めています。

本行政改革大綱は、第4次かつらぎ町長期総合計画の基本理念や将来像を実現するために有効な行政運営手法を示すものです。

5 第2次かつらぎ町行政改革大綱策定の必要性

本町の行政改革は、事務の効率化や改善、経費の削減と収入の確保に取り組むなど、その時々において成果を上げ、また、町村合併に伴う財政支援や国の経済対策などが重なり、財政状況についても一時の逼迫した状況から脱しつつあります。

一方で、合併に伴う財政支援の減少や人口減に伴う税収・地方交付税など一般財源の減少や高齢化に伴う社会保障関係費の増大などが予測されます。

また、本町では、住民生活の向上を目指して、町営住宅、公民館など多くの

公共施設を整備してきました。その後も、社会環境や住民ニーズの多様化に対応しながら施設の整備を進め、公園、道路、橋梁、上下水道などのインフラ整備を行っており、今後、これら施設の老朽化による維持管理費用の増加はもちろんのこと、大規模改修や建て替えに多額の費用が必要となることから、将来にわたり、すべての公共施設を維持していくには、財政負担の面で大きな課題があると言わざるを得ません。

このような中においても、住民に最も身近な基礎自治体として、住民生活の安定・安心を最優先に考えた行政サービスを継続的・効率的に展開し、住民満足度の高い行政運営の確立に取り組まなければなりません。

コスト削減、人員削減、無駄の削減などを主眼とした、これまでの量的な行政改革は、行政運営のスリム化に一定の成果をあげており、継続していく必要がありますが、今後は、限られた行政資源（ヒト・モノ・カネ・情報）の中で、P l a n（計画）－D o（実行）－C h e c k（評価）－A c t i o n（改善）といういわゆる「P D C Aサイクル」の実施による事業の点検などにより、迅速性、的確性、効率性、実効性を追求し、住民の満足度の高い行政サービスを提供できる、質的な行政改革も併せて行う行財政運営への転換が必要です。

第1次大綱で実施した改革項目のうち、今後も継続して取り組むべきものがあり、また、社会環境の変化にともない新たな取組についても必要となっていることから、ここに「第2次かつらぎ町行政改革大綱」を策定し、引き続き行政改革を推進します。

1 基本理念

町民が将来の町の姿に夢を描き、その夢の実現にむけて、行政は限りある財源の有効利用と組織機構の合理化など行政改革を推進していくことが重要です。

行政改革の基本的視点として、次の二つの要素が不可欠です。

一つ目は、「自己決定・自己責任」です。

地方分権の原点は、自らの地域の問題は自らが決定し、自ら責任を負うことです。

これまでは中央集権体制の下で、様々な面で国へ依存していたことは否定できませんが、地方分権の進展に伴い、地方公共団体はまさに「自己決定・自己責任」の原則の下に行政運営を行っていくことが求められています。

職員が自治の担い手としての意識をしっかり持ち、住民のニーズに基づいた真の自治の確立に向けた体制整備を進めていくことが必要です。

今後は、住民ニーズに的確に対応した満足度の高い行政運営を展開していくため、サービスの「質」をより重視した「質の改革」に取り組む必要があります。

二つ目は、「最小の経費で最大の効果」です。

町政が住民の負担によって運営されるものである以上、「最小の経費で最大の効果を上げる」よう努めることは、行政運営の基本です。

増大する事務量に限られた財源で対応していくためには、これまで以上にその基本に立ち返ることが重要になります。

職員一人ひとりが費用対効果を常に念頭に置いて事業を推進し、効率的な行政運営を行っていくことはもちろんのこと、事業が効果的・効率的に実施されたかどうかを評価点検し、事業内容の見直しを行うとともに、政策、施策に反映させていくことが必要です。

住民のみなさんが求めているニーズに適切に対応した魅力あるまちづくりを展開し、発展させていくためには、町民と企業、各団体、行政とがそれぞれの役割と責任に応じて手を取り合って一緒に取り組んでいくことが大切となっています。

これからの地方分権にふさわしい自立した地方自治体として、住民の満足度を高め、魅力的なまちづくりを推進していくためには、財政の健全性を維持しつつ、住民と行政がそれぞれの役割と責任を担いながら、連携と協力をさらに進める必要があります。

こうしたことから、町政を取り巻く環境の変化を的確にとらえ、効率的で質の高い町政の実現を図るため、本大綱では、「住民満足度を重視した、効果的・効果的な行政運営」を基本理念とします。

2 行政改革の視点

第2次かつらぎ町行政改革大綱の推進にあたっては、住民本位・住民満足の視点に立ったサービスと、これを継続的に提供できる効率的な行政システムの構築をすすめるため、次の6つの視点から行政改革に取り組みます。

(1) 住民との連携・協働

住民との協働によるまちづくりの推進によって、行政サービスの向上を図りつつ、地域コミュニティを活性化し郷土愛を高めることが重要です。

「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識の啓発と人材の育成や地域活動の場所の確保などの支援を行い、地域の実情に応じた地域活動に取り組めるよう環境づくりを進め、適切な役割分担と相互の連携による行政運営を行う必要があります。

また、合併して誕生した本町が新しいまちづくりを進めるためには、まずは、合併前の地域間において町民同士が一体感や仲間意識を持つことが重要であり、地域の個性や特色の活用について、町民全体が違いを認め合い、尊重しながら、心を一つにして取り組むことが大切です。

これからのまちづくりや地域づくりにあたっては、町民自らが町を支えていく参画と協働を柱とした、住み続けたいそして住んでよかったと思えるまちづくりを進める必要があります。

(2) 行政資源の最適配分

限りある行政資源を有効的に活用し、住民に必要な行政サービスを的確に提供していくためには、政策の選択と、行政資源を重点的に配分することが重要です。

事務事業の実施にあたっては、その目的、方法、効果及び効率性の合理的な判断と事後評価を行う必要があります。

(3) 権限移譲への対応と住民サービス

地域主権改革の推進を図るための地域主権改革一括法が成立し、法令の義務付けや枠付けが見直されるとともに、許認可や許可の取り消しその他の監督権限等が知事から町長へ移譲されることとに伴い、必要な条例の制定及び権限移譲される許認可等に関する手続の整備を期限内に行うことが必要とされます。

また、国や県からの権限移譲にともない、住民ニーズに応じた、特色ある質の高い行政サービスへの再構築を進め、住民満足度の向上を目指すことが重要です。

(4) 職員意識の改革

行政改革を推進するためには、町政を担う職員一人ひとりが常に各々の職務に対して使命感と問題意識を持ち、自らが主体的に努力することが最も重要となります。

このため、各職場において、改革に取り組む気運の醸成を一層図るとともに、職員自らが改革の必要性を認識し、目標の達成に向け全力を尽くすことが必要です。

(5) 安定性と持続可能性の確保

これまで、簡素で効率的な組織を目指し、職員数の適正化と組織機構の見直しに努めてきたところですが、今後も引き続き、行政として対応していかなければならない政策・課題等に機敏に対応できる効率的な行政組織体制を目指すことが必要です。

また、住民が安全で安心してらせるまちづくりのため、健全な財政運営の維持、次代を担う職員の育成など、長期的な視点に立った安定性と持続性を確保した自律的な行政運営を進める必要があります。

(6) 受益と負担

受益者負担については、公平性の確保を基本として、受益者の意識転換を促しながら、必要性・均衡等を十分検討し、明確化を図る必要があります。

また、使用料、手数料については、その必要性、公平性に留意し住民に受益者負担の必要性を啓蒙し意識改革を求めるとともに、社会経済情勢の推移に即して見直しを行いつつ、受益の程度に応じた負担の適正化を行う必要があります。

3 基本方針

6つの視点を踏まえた行政改革をすすめるにあたり、本町では、次の3つを基本方針とします。

(1) 行政運営の改革

時代の変化に柔軟に対応するため、運営の創意工夫や簡素化・効率化が求められており、協働のまちづくりの推進など、限られた資源を有効に活用した、効果的な行政運営を進めます。

(2) 行政サービスの改革

行政の透明性の充実や危機管理の強化をはじめ、住民ニーズに対応できる体制を整備し、適切で公正な事業の執行を通じて、より満足度が高く質の高いサービスの提供を進めます。

(3) 行財政の改革

真に必要なサービスを将来にわたって持続可能なものとするため、収入と支出のあり方や受益と負担のバランスについて再検証を行い、行政サービスを支える財政の改革を進めます。

4 推進項目

(1) 行政運営の改革

① 住民参加と協働のまちづくりの推進

社会情勢が急速に変化し、住民の求める豊かさが多様化するなかで、住民一人ひとりが満足する住みよいまちをつくるためには、全町的な一体感の醸成や仲間意識を育んでいくことが重要です。

これまででも、住民の参加や協働を実施し、住民ニーズに対応したサービスの提供や事務事業の効率化に一定の成果をあげてきました。

住民ニーズが複雑・多様化している現在では、限られた財源の中ですべてのニーズに応えることは不可能であり、これからは、住民にできること、行政がしなければならないこと、住民と行政が協働でできることなどを区分し、それぞれが持つ役割を果たしていくことが求められます。

行政だけでサービスを提供するのではなく、住民とともに考え、行動することで、ニーズに即したサービスを効果的に提供することが可能となります。

今後は、町民と行政との協働関係が一段と重視されることから、それぞれが信頼関係のもとに役割を分担しながら、「自助・共助・公助」の理念が共に共有できるような意識啓発や協働事業の推進に努めるとともに、まちづくりのパートナーとなる団体等の育成・支援を行います。

② 人材の育成と組織の活性化

変革し続ける社会に対応していくため、従来のスタイルや前例踏襲主義から脱却し、時代に即した行政の姿やサービスを追求し、その実現を図らなければなりません。

第4次かつらぎ町長期総合計画に基づくまちづくりの実現や地方分権の推進、住民ニーズの複雑化・多様化など新たな行政課題などに迅速かつ適正に対応していく必要があります、これらの新たな行政課題に対応しうる人材の確保、育成が必要となっています。

職員一人ひとりが、住民サービスの提供者として、また、地域づくりの担い手としての自覚を持ち、柔軟な発想で地域の実情に合った主体的な行政を推進できるよう、職員の意識改革を進めます。

また、常に、職務に問題意識をもち、改善や合理化に積極的に取り組み、町民の期待に応えていこうとする職場環境・風土の醸成を図ります。

管理職をはじめ、すべての職位のさらなる資質向上を図るとともに、職員一人ひとりが使命を自覚し、目的意識を持って職務を遂行し、組織の中で能力を発揮できるよう人材育成に取り組み、適材適所の配置による効果的な人材活用を進めます。

これらの人材の能力を最大限に発揮させるため、組織内や組織間の有機的な連携を図り、さまざまな行政需要にも迅速かつ効果的に対応できる、機動的な組織体制の構築を行い、各課室の役割を長期総合計画の施策目的に合わせるよう、職員が施策目的を意識するような取り組みを進めます。

また、職員の給与体系については、国をはじめ、県内他市町等との均衡に配慮しながら必要な見直しを行うとともに、時間外勤務の縮減などに取り組みます。

③ 少子・高齢化に対応できる行政

今後、さらに進行するとされる少子・高齢社会に対し、行政としての確に対応することが求められています。

現在の実施事業において原点からの質的・量的両面から点検を行い、事務の簡略化・効率化及び選択と優先度による事業の重点化を進めます。

また、子どものすこやかな成長と子育て支援に向け、安心して子どもを産み育てられる環境づくりをすすめ、高齢者については、いつまでも健康で元気に生活ができる環境づくりや、その財産である豊富な知識と経験を活かせる機会の提供に努めます。

同時に、今後も魅力あふれ、ともに育む、元気で活力あるまちを創出していくために、地域の環境や資源を生かした取り組みを進めます。

(2) 行政サービスの改革

① 住民へのサービスの向上

住民ニーズが複雑化・多様化するなかで、行政単独による一方的・画一的なサービスの提供だけでは、将来にわたり住民満足度を向上することは困難です。

住民とともに、住民ニーズに迅速かつ的確に対応できる体制の整備やサービスの質的向上、住民生活に関連の深いサービスにおける利便性の向上などに取り組み、予算の効率的な運用などを通じて健康づくり、生きがいづくりなどをはじめとした、住民満足度の高いサービスの提供を目指します。

また、役場における各種手続きにおいて、町民の視点に立った行政サービスを提供するため、わかりやすさ、便利さ、速さを重視した簡素で効率的な事務処理をさらに推進し、住民満足度を高めるため、窓口環境の改善に向けた取り組みを進めます。

情報提供については、広報等の内容をさらに充実させるとともに、迅速性や無限性といったホームページの特性を生かした情報提供体制の充実に取り組みなど、積極的に情報提供を図ります。

② 行政の透明性の向上

情報提供と同様に町民のみなさんとの信頼関係を構築する上で、町政の透明性を高めることは、大変重要なこととなります。

本町では、情報公開条例により、町政への町民理解を深める観点から、町民への積極的な情報提供に努めており、各種条例・指針等ホームページ上で公開するなど、透明性の確保に向けた取り組みを行っています。

今後も引き続き、住民の町政に対する関心や参画意識を高め、行政運営に対する住民の理解と信頼を深めるため、町政に関する情報の提供にあたっては、公文書の適正な管理を通じ、個人情報保護に配慮しながら、積極的かつわかりやすい提供に努め、住民との情報の共有化を進めます。

(3) 行財政の改革

① 効率的な行財政運営

高齢化の急速な進展に伴い、医療費や介護給付費の増加が懸念され、今後、安定的な行財政運営を行うには、これらの費用の抑制が必要です。

一方で、行政コストが発生する過程を再度点検することにより、全職員へのコスト意識を徹底し、これまで以上にムリ・ムダ・ムラをなくし、経費節減のためのあらゆる工夫を検討する中でも、住民サービスの質の向上を図りながら、事務事業の妥当性、有効性、効率性について検証し、時代に合わなくなった事業は整理するとともに効率化を進めます。

特に、民間が持つ知識や経験を活用することが有効な業務について、行政責任、住民サービスの維持向上に留意しつつ、効果やコスト等の分析をしたうえで外部委託をはじめとする様々な手法により民間のノウハウを活用します。

このため、町民本位の政策展開ができるよう政策、施策、事務事業における評価をP D C Aサイクルに基づいて事務事業の進捗管理と検証を行い、予算編成との連携を図ることで、予算の有効活用に取り組みます。

こうした事務事業の見直しとともに、中・長期的な視点に立ち、具体的な数値目標や実施時期などを明確にした「一般職員適正化計画」を策定し、適正な定員管理を行います。

また、行政内部の連携による事業実施とともに他の自治体との広域連携についても推進を図ります。

② 持続可能な財政基盤の確立

少子高齢化の進行、先行き予断をゆるさない経済情勢など、本町をとりまく財政状況は大きく変化しています。また、地方分権の推進により、市町村などの基礎自治体の役割がますます重要となっています。

こうしたことから、権限移譲による事務の増大、公共施設の耐震化や更新に対応し、また、将来にわたって住民ニーズに対応すべく質の高い行政サービスを提供するためには、持続可能で安定的な財政基盤の確立は不可欠です。

適正な課税と収納率の向上による自主財源の確保、行政経費の節減による歳出の削減に引き続き取り組むほか、提供するサービスとサービス提供にかかる費用とのバランスや、負担の公平性の観点から、受益者にも適切な負担を求めることで持続可能な財政基盤の確立を目指します。

町が所有する土地、建物、財産などの資産の活用状況について検証を行い、遊休資産の売却や貸出などによる税外収入の確保など、町有資産の新たな活用方法を検討します。

また、P D C Aサイクルの検証結果により、施策の重点化や事業の選択を行うとともに、その実現のために必要となる予算、人材等が選択した事業等に対して適切に配分できるよう取り組みます。

③ 公共施設の効率的な運営

公共施設については、地域の特性やバランスに配慮するとともに、財政状況などを考慮しながら、適正な配置と整備と活用促進を図ることを基本とします。

新たな公共施設の整備にあたっては、住民ニーズを的確に把握し、既存施設との機能分担、事業の効果や効率性、必要性などを総合的に勘案したうえで整備を行います。

老朽化した施設については、住民の安全性・利便性を考慮し、適切なサービスが提供できるよう、必要に応じて再整備・長寿命化を検討します。

既存の公共施設については、時代の変化や住民ニーズを的確に捉え、サービスの低下を招かないよう配慮しながら、施設の連携強化や機能分担・転換による利活用と効率的な管理運営に努めます。

また、公正公平な料金体制の維持や、住民ニーズに対応した運営方法の見直しを図ります。

5 推進期間

推進期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間とします。ただし、社会経済情勢の変化等に応じて、必要な時点で見直しを図るものとします。

6 推進体制

行政改革の取り組みを実効性のあるものとするためには、職員一人ひとりが行政改革の意義を十分に理解し、自覚と責任をもって積極的に取り組む必要があります。

このことから、取り組みを継続的かつ着実に推進していくため、行財政合理化対策本部を中心として、全職員が一丸となって改革を推進していくこととします。

また、改革の進捗管理については、定期的に進捗状況の把握及び検証を行うものとします。

【参考資料】 第1次行政改革実施計画最終実績総括表（別表1）

1. 事務事業の見直し

	施策名	達成度	今後の方向性
1	入湯税	◎	完了
2	滞納処分の専門的組織設置	◎	完了
3	納税組合の報奨金と前納報奨金の廃止	◎	完了
4	地籍調査後の固定資産税・都市計画税の課税	◎	完了
5	かつらぎ町広報及びホームページの有料広告	○	継続
6	使用料及び手数料	○	継続
7	住宅使用料の徴収	○	継続
8	未利用地の売却	○	継続(貸付含む。)
9	納付環境の整備	○	継続
10	事務処理ルール化	○	継続
11	自動車文庫の廃止	◎	完了
12	補助金交付基準の策定	×	未着手
13	交付団体の活動調査と補助金の見直し	△	継続
14	アウトソーシング	△	継続
15	窓口業務の改善	○	継続
16	各種手続きの簡素化	○	継続
17	供花料の廃止	◎	完了
18	出生記念写真券の廃止	◎	完了
19	交際費の執行基準の徹底	○	継続
20	形式的な協議会からの脱会及び負担金削減の検討	◎	完了
21	物品調達基金による一括購入	○	継続
22	公用車保有台数の削減及び小型化	○	継続
23	制服・作業服の見直し	◎	完了
24	経費削減の徹底	○	継続
25	旅費の見直し	◎	完了
26	郵送料の見直し	○	継続
27	新聞や定期購読物の再点検	◎	完了
28	加除式図書の見直し	◎	完了
29	例規集の遡減	◎	完了
30	庁内コピー機の縮減	◎	完了
31	権限移譲・書類の簡素化	○	継続
32	職員の提案募集	○	継続

2. 組織機構の見直し

	施策名	達成度	今後の方向性
33	課室系の統合	○	継続
34	各種審議会の統廃合や委員選定の見直し	○	継続
35	庁内委員会の整理・統合	○	継続
36	広域ごみ処理施設の建設	◎	完了

3. 人事制度の見直し

	施策名	達成度	今後の方向性
37	一般職員適正化計画の見直し	○	継続
38	職員配置の見直し	○	継続
39	職員給の削減	○	継続
40	手当ての見直し	○	継続
41	報酬等の見直し	○	継続

4. 人事制度の見直し

	施策名	達成度	今後の方向性
42	職員の意識改革	○	継続
43	人事考課制度の活用	○	継続

5. 行政の情報化推進

	施策名	達成度	今後の方向性
44	情報セキュリティ対策実施手順書策定	◎	完了
45	町ホームページの充実	○	継続
46	情報発信システムの構築	○	継続
47	情報化の推進	○	継続

6. 公正の確保と透明性の向上

	施策名	達成度	今後の方向性
48	行政手続条例遵守	○	継続
49	情報公開の充実	○	継続
50	行政評価システム	△	継続

7. 投資的経費の見直し

	施策名	達成度	今後の方向性
51	新規事業の採択	○	継続
52	新規事業の抑制	○	継続
53	工事の設計・積算の審査部門の設置	△	継続
54	資材補助の積極的な活用	△	継続

8. 公共施設の統廃合

	施策名	達成度	今後の方向性
55	小学校のあり方検討	◎	完了
56	幼稚園の統廃合	○	継続
57	保育所の統廃合	○	継続
58	隣保館の運営	◎	完了
59	公民館の運営	◎	完了
60	児童館の統廃合	○	継続
61	天野診療所を廃止	△	継続
62	各町民プールの統廃合	◎	完了
63	川上酒文化伝承館のあり方の検討	○	継続

	施策名	達成度	今後の方向性
64	花園観光施設のあり方の検討	△	継続
65	公営住宅の用途廃止	○	継続
66	公共施設の管理運営	○	継続

9. 外郭団体との連携

	施策名	達成度	今後の方向性
67	社会福祉協議会の経営の健全化と運営の合理化	○	継続
68	土地開発公社の経営の健全化と運営の合理化	◎	完了

10. 財政の健全化

	施策名	達成度	今後の方向性
69-1	財政自主再建宣言	◎	完了
69-2	財政健全化計画の策定	◎	完了
69-3	特別会計の健全化	○	継続
69-4	公債費の抑制	○	継続
69-5	予算編成の見直し	○	継続

11. まちづくり

	施策名	達成度	今後の方向性
70	まちづくり	○	継続
71	次世代のまちづくりプロジェクトチーム	○	継続
72	パブリックコメント	×	未着手
73	住民参加のまちづくり支援	○	継続
74	ごみの減量化・資源化	○	継続